

健健発 0329 第 1 号
令和 5 年 3 月 29 日

各

都道府県
市町村
特別区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局健康課長
（公印省略）

「指定運動療法施設の利用料金に係る医療費控除の取扱いについて」
の一部改正について

健康増進施設認定規程（昭和63年厚生省告示第273号。以下「規程」という。）第2条第1号に掲げる健康増進のための有酸素運動を安全かつ適切に行うことのできる施設であって適切な生活指導を提供する場を有するものとして厚生労働大臣が認定する施設（以下「運動健康増進施設」という。）に係る規程第4条に規定する認定基準については、「運動健康増進施設認定基準について」（平成元年7月11日付け健医発第846号厚生省保健医療局長通知）により、また、運動健康増進施設のうち、厚生労働省が指定を行う施設（以下「指定運動療法施設」という。）の指定基準の具体的な運用は、「指定運動療法施設の利用料金に係る医療費控除の取扱いについて」（平成4年7月6日付け健医健発第49号厚生省保健医療局健康増進栄養課長通知）において示している。

今般、24時間営業のフィットネス施設が運動健康増進施設の認定を受けるに当たっての認定基準が不明確であることを踏まえ、「運動健康増進施設認定基準における「常時」の解釈と運動健康増進施設としての営業時間が限定される施設等における留意事項について」（令和5年3月29日付け厚生労働省健康局健康課事務連絡）により認定基準の明確化等を行った。これを受けて、指定運動療法施設において、運動療法を行う者の配置の下で運動療法を実施することを担保すべく「指定運動療法施設の利用料金に係る医療費控除の取扱いについて」の一部を下記のとおり改正したので、通知する。

貴殿におかれては、内容について御了知いただくとともに、貴管内関係者及び関係団体への周知をお願いする。

なお、本改正の内容については、令和5年3月29日から適用する。

記

「指定運動療法施設の利用料金に係る医療費控除の取扱いについて」の一部について、次のとおり改正する。

別紙様式3中、「運動療法が」の下に「，運動指導を行う者の適切な配置の下で」を加える。

運動療法実施証明書

所轄税務署長 殿

患者名	(年 月 日生 歳) (男・女)
住 所	
疾病名	

頭書患者が次の期間 (回数), 当施設において運動療法を実施したことを証明する。

運動療法実施期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

運動療法実施回数 _____回

(月別明細)

_____月	_____回
_____月	_____回
_____月	_____回
_____月	_____回

令和 年 月 日

施 設 名 _____ 施設所在地 _____

施設責任者名 _____ 施設指定番号 _____

頭書患者に疾病の治療のため, 上記指定運動療法施設を利用した運動療法を

{行わせた}
{行わせている} ことを証明する。

令和 年 月 日

医療機関名 _____

所 在 地 _____

医 師 名 _____

(証明者の方へ)

- ①本証明書は, 医師の処方に基づき, 概ね週1回以上の頻度で8週間以上にわたる運動療法が, 運動指導を行う者の適切な配置の下で行われた場合に限り, 当該運動療法を実施する場を提供した指定運動療法施設及び頭書患者の疾病の治療のために当該運動療法を行わせたあるいは行わせている医師が作成してください。
- ②本証明書は, 運動療法実施期間中又は運動療法実施期間終了後1年以内に発行されたものに限り有効です。
- ③運動療法実施期間が年をまたがる場合には, その年末までに改めて証明書を発行してください。

(患者の方へ)

- ①本証明書は, 指定運動療法施設の利用料金について医療費控除を受けるために必要です。
- ②医療費控除を受けるためには, 本証明書及び指定運動療法施設の利用料金に係る領収証について, 「医療費控除の明細書」に次のとおり記載の上, 「医療費控除の明細書」を確定申告書に添付する必要があります。なお, 本証明書及び同領収証は, 確定申告期限等から5年間自宅等で保存する必要があります。
 - (1) 証明書について
 - ①証明年月日, ②証明書の名称及び③証明者の名称 (医療機関名等) を欄外余白などに記載します。
 - (2) 領収証について
 - ①医療費控除の対象となる金額, ②医療を受けた方の氏名, ③支払先の名称等, 必要事項を記載します。
- ③指定運動療法施設の利用料金に係る領収証は, 疾病の治療のために医師が患者に発行した運動療法処方せんに基づく運動療法実施のための指定運動療法施設の利用の対価である旨及び患者の氏名が明記されたものであることが必要です。